

平成二一年度秋期東洋学講座講演要旨

(インド・東南アジアの宗教と女性)

第四五二回 一〇月二日(火)

初期仏教教団と女性

名古屋大学講師 田 辺 和 子

一 初期仏教比丘教団の成立

初期仏教教団の構成要因は、比丘、比丘尼、沙弥、沙弥尼、正学女(式叉摩那)、在俗信者、在俗信女である。はじめからこのように構成されていたわけではない。仏伝を通して見ていくと初期仏教教団ができていく様子が見てとれる。

釈尊が成道したすぐ後、ラージャーヤタナ樹下に座して居た時に、天人のすすめで釈尊に二人の商人タプッサとパツ

カリが麦菓子と蜜団子を献上したと仏伝は伝えている。最初の在俗信者となったのはこの二人である。この時この二人は、仏と法とに帰依する二帰依の在俗信者となっている。釈尊は、四天王の差し出した石鉢でこの麦菓子と蜜団子を受けたというが、これはまた托鉢の起源である。

釈尊がバラナシーの鹿野苑で初めての説法を行った後、五人の比丘達の内の一人のコンダンニヤが、悟りの第一段階の預流果に至った。その後、コンダンニヤは出家を願い出た。すると、釈尊は「来れ、比丘よ」と言った。これが最初の受戒であり、最初の比丘であると伝えられる。このように、最初の受戒は、「来れ、比丘よ」というものであった。

それから、他の四人も次々と預流果に至って出家を願い出て比丘となった。ここで釈尊を含めて六人の集いが生まれた。「二人の比丘を教化する時、三人の比丘は托鉢に行つた。三人の比丘が托鉢を行つて得た食物をもって、我ら六人の集いが生活した」と仏伝にあるように、六人から成る仏教教団が、ここにはじまったのである。

次にヤサの父親がはじめての三帰依の在俗信者になる。六一人の弟子の阿羅漢ができた時、釈尊は「二人してひとつの道を行く事なかれ」と布教活動宣言を行う。弟子達が各地に分散するようになったので、この後、多くの人々

が仏教に触れる機会が増えて受戒を受けて比丘となる人も増えていった。弟子達が、一帰依受戒、二帰依受戒、三帰依受戒を受けることもあったが、その後、「白四羯磨による十衆具足（比丘の前で受戒を受けて比丘になること）」がゆるされるようになった。

一〇人の比丘（一人が和尚、一人が儀式司會者、一人が尋問者、残りの七人は証人）によって、受戒式が執行される。司會者によって案件の提議がなされ、三回の承認がなされる。証人はその場に立ち会い、受戒式がたたく行われたことを確認し儀式の完了を承認する。これによって受戒が成立する。これを白四羯磨による十衆具足という。ただし志願者によつては出家を拒否される場合がある。これを遮法という。これについて儀式の中で、尋問者が秘密裏に質問する。

二 初期仏教団の生活

出家者の基本的な生活方針は四依と呼ばれる生活である。これは、一 衣生活（糞掃衣） 二 食生活（乞食） 三 住生活（樹下住） 四 薬（陳棄薬、即ち牛の小便）の生活である。しかし在俗信者からの布施があればそのかぎりでない。

僧院の所在地については、集落（人里）と阿蘭若（生活

不便、修行最適、深山幽谷ではなく乞食して村に行ける所）の二つの場所があげられる。しかし、比丘尼は阿蘭若に住むことが禁じられている。

所有物については、比丘は、三衣一鉢（サンガテー、ウツラーサンガ、アンタラーヴァーサカと鉢）といわれるが、但し、比丘尼は、五衣一鉢（水浴衣、覆雨衣を加える）とされる。

食事については、午前中一回托鉢でもらった食事を取り、次の日の蓄えを残さないことが戒律で規定されている。在家からの招待をうけることもある。早朝薄い粥を食べる事は許される。

出家者は与えられたものは何でも食べるが、肉類は、在家者の食べ残しの肉でなければならぬ。布施するためにはわざわざ殺して調理した肉は受けてはならない。

また、人の肉、象の肉、馬肉、犬、蛇、豹、熊、ハイエナの肉は食べることは許されない。比丘にとっては口臭がきついということで、ニラ、ニンニクを食べることは雑多な細則の中で禁じられている。

三 比丘尼教団の成立

比丘教団が完成し、軌道にのつた頃、比丘尼教団が成立した。それがどのように成立したのか、確実な資料はない

が、釈尊の育ての母であるマハーパジャーパティーが出家を願ひ出てはじめて許されるという伝説は伝えられている。はじめマハーパジャーパティーが願ひ出た時は許されなかつたが、アーナンダ長老の「女性はお家しても悟れないかどうか」の質問に対して、釈尊が、「女性も男性と変わることなく悟れる」と言つたので、とりなして女性の出家を認めさせた。ここで釈尊は八敬法を守るといふ条件で女性の出家を許している。

比丘尼の守るべき八敬法とは次の通りである。

第一敬法とは、受戒して二〇年たつような古參の比丘尼でも、受戒して一年目の新米比丘に出会つた場合に、比丘尼が比丘に敬礼、合掌しなければならぬことである。比丘が比丘尼に敬礼、合掌した場合には、比丘は罪になる。マハーパジャーパティーはこの後、この第一敬法の取り消しを願ひ出たが、仏陀はこれを厳しく拒否している。

第二敬法とは、比丘尼教団も日常的には自治が許されるが、定期的には比丘教団の指導を受けなければならないこと。そのため、比丘の居ない場所で三か月の雨期を過ごすことはできない。

第三敬法とは、比丘教団も比丘尼教団も半月ごとに別個に反省会の儀式である布薩を行わなければならないが、比丘尼教団はその都度、布薩が正しく行われたことを比丘教

団に報告しなければならないことである。それに加えて、比丘尼たちは半月ごとに比丘から教誡（八敬法の）を受けなければならない。比丘尼たちの義務であるから受けるほうが教誡を与えるように頼みにいく。二〇年以上の古參比丘が比丘教団から任命されて教誡に行く。教誡がすむと比丘尼たちはお礼に食事や衣の供養をする。

第四敬法とは、比丘尼は比丘尼教団から自恣をうけるだけでなく比丘教団でも自恣を受けなければならないこと。自恣（*paṭivāṇa*）を行うとは、雨期安居が終わつた後に教団から批判忠告を受けることである。比丘は比丘教団だけで自恣がおわるが、比丘尼は二度うけなければならないのでそれだけ負担が多い。

第五敬法とは、比丘尼が、教団内の第二の重罪である僧残罪を侵した場合、比丘、比丘尼両教団において半月のマーナツタ（謹慎期間）を過ごさなければならないということの意味する。因みに比丘の場合の僧残罪のマーナツタは七日間である。

第六敬法とは、式叉摩那（正学女）となつて二年六法を修行した女性は比丘尼になれるが、その場合、比丘、比丘尼両教団において受戒の儀式を受けなければならないことである。

二年六法修行とは、不殺生戒、不偷盜戒、不婬戒、不妄

語戒、不飲酒戒、非時食を遠離することを二年間破らない事をいう。

女性の受戒に関しては、受戒を拒否される条件の遮法にも問題がある。比丘になる場合の遮法の他に、夫の許可、無経かどうか、経血がとまらないかどうか、等を問題とする。

比丘、比丘尼になれる年齢は、二〇歳以上であるが、既婚の女性の場合、一二歳になれば受戒できると規定している。

受戒の時の和尚となれるのは、比丘の場合は、受戒後一〇年たてばなれるが、比丘尼の場合は、一二年たつてしかも比丘尼教団全員の承認が必要である。

妊娠している女性を受戒させることは、律によつて禁じられている。しかし相手が妊婦であることを知らずに受戒させた時には、その比丘尼はそのまま教団にとどまることと許された。従つて、比丘尼になつて出産することもあった。その際の赤ん坊の育て方も決められている。

第七敬法とは、比丘尼は比丘のことを非難してはならないことである。しかし比丘が比丘尼のことを非難することは禁じてはいない。

第八敬法とは、比丘尼は比丘が罪を犯しても指摘する事はできないということ。

以上が比丘尼になれる八条件であるが、比丘尼がいかに比丘教団から管理されていたかがわかると思う。また仏教教団内の最も大きな重罪は教団追放である。比丘にとつては、「性的交わり」「重大な窃盗」「殺人」「悟っていないことを承知で自分は悟っているということ」等の四つの罪が教団追放になるが、比丘尼にとつてはさらに四つの罪が加わる。この点においても比丘尼は厳しい条件が課せられている。これは、当時のインドに於ける女性観を反映していると思われる。ただ釈尊は、悟る能力は同等とみなしていたことがわかる。現実には悟りを得て喜びの境涯を謳う歌が、*Parigata*という經典の中に比丘尼によつてうたわれている。

しかし残念なことに、釈尊の上座（長老）の弟子から引き継がれた教説（上座仏教）と自らを呼んでいるテーラヴァーダ・ブッディズム（上座仏教）では、比丘尼教団は壊滅してしまつてゐる。現在、上座仏教に見られる尼僧は、式叉摩那（正学女）である。

参考文献

- 平川彰著『律藏の研究』山喜房仏書林、一九七〇。
佐々木閑著『出家とは何か』大藏出版、一九九九。